

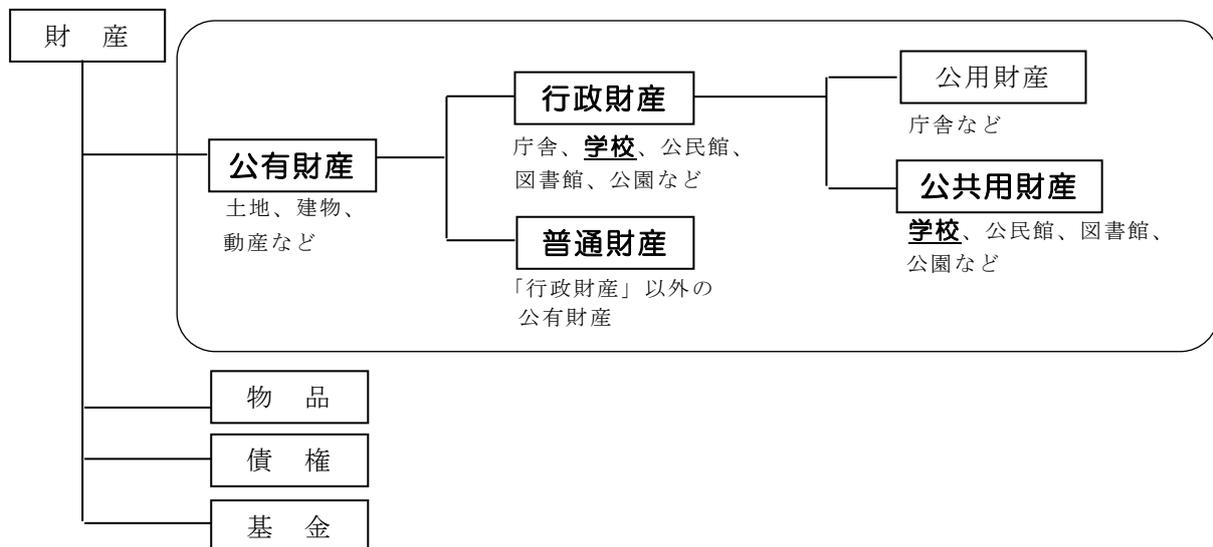
公有財産とは

(1) 町の所有に属する財産のうち次に掲げるものをいいます。(基金に属するものは除く。)【地方自治法第238条第1項】

- 1 不動産
- 2 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 3 上記に掲げる不動産及び動産の従物
- 4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 6 株式、社債（特別の法律により設置された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 7 出資による権利
- 8 不動産の信託の受益権

(2) これらの財産は、**行政財産**と**普通財産**に分類されます。

【地方自治法第238条第3項】



行政財産とは

(1) 町において公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産をいいます。

- 公用財産 → 町が直接使用する財産
- 公共用財産 → 共同利用する財産

(2) 一部の場合を除き、原則「貸付・交換・売払い・譲渡・出資の目的とすること、信託すること、私権を設定すること」ができません。【地方自治法第238条の4】

普通財産とは

(1) 行政財産以外の公有財産です。

(2) 「貸付・交換・売払い・譲渡・出資の目的とすること、信託すること、私権を設定すること」ができます。

参考①) 三保谷・出丸・ハッ保・小見野小学校の平成 30 年 4 月 1 日以降の公有財産としての扱い

No.	公有財産の所在地	公有財産の施設概要	公有財産としての扱い	
			～H30.3.31	H30.4.1～
①	川島町大字白井沼 945	《敷地面積》 11,088 m ² 《建物概要》 校舎 RC 造 2 階 1,685 m ² 体育館 S 造 平屋建 733 m ²	行政財産 (学校施設) 三保谷小学校	行政財産 (学校施設) つばさ南小学校
②	川島町大字上大屋敷 100	《敷地面積》 12,640 m ² 《建物概要》 校舎 RC 造 3 階 1,923 m ² 体育館 S 造 平屋建 761 m ²	行政財産 (学校施設) 出丸小学校	用途未定 (※学校施設としては廃止)
③	川島町大字畑中 945	《敷地面積》 11,993 m ² 《建物概要》 校舎 RC 造 2 階 1,706 m ² 体育館 S 造 平屋建 733 m ²	行政財産 (学校施設) ハッ保小学校	行政財産 (学校施設) つばさ南小学校
④	川島町大字谷中 99	《敷地面積》 18,908 m ² 《建物概要》 校舎 RC 造 2 階 1,648 m ² W 造 平屋建 83 m ² W 造 2 階 132 m ² 体育館 S 造 平屋建 740 m ²	行政財産 (学校施設) 小見野小学校	用途未定 (※学校施設としては廃止)

参考②) 公有財産に関する長の総合調整権について（地方自治法）

第 238 条の 2 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。